

平成31年3月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成31年3月18日(月) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請
について

5. 出席農業委員

議席1 鵜沼久江委員 議席2 高木幸恵委員 議席3 大橋利一委員

議席4 木幡治委員 議席5 吉田晴男委員 議席6 西尾富雄委員

議席7 澤上榮委員 議席8 泉田健一委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部忠吉委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

主査(併任) 大和田 千歳

7. 開 会

○志賀事務局長

それでは、ただいまより、双葉町農業委員会3月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

皆様ご苦勞様です。福島大学では今年4月から農学部を新設するという発表がありました。震災からの農業振興、放射線科学教育も取入れ、これらの人材育成を目指すものであり、今後の取組を期待するものであります。季節も春の農作業の準備期間であります。

私たち双葉町の農業はまだまだ春には遠いようです。しかし、その時のための準備は常にしておかなければならない。そんなふうを考えております。本日もよろしくお願ひいたします。以上です。

9. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございます。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしくお願ひいたします。

◆議長(泉田会長)

議事に入る前に木幡 治 委員より欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより平成31年3月定例総会を開催いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(泉田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には2番 高木 幸恵 委員、6番 西尾 富雄 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料をご覧ください。3ページから16ページまでです。

議案第1号 「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。平成31年3月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、双葉町大字中野字谷地前地内の田 譲渡人 ××××他3名 譲受人 双葉町 5筆 計 6,238.39 平方メートルの一時転用になります。転用の目的としては中野産業交流拠点敷地の造成に伴う L 型擁壁施工のための作業用通路及び資材置場等として使用するため。面積のうち 1,040 平方メートルを資材置場、1,760 平方メートルを作業通路、1,620 平方メートルを施工ヤード、残りの 1,818.39 平方メートルを通路及び作業スペースとして利用する計画です。土砂の流出等の災害を防止するための措置として、隣接する箇所には、土のうを設置して土砂流出を防止します。雨水は、自然浸透及び既設水路へ導入します。転用期間は、許可の日から平成32年3月31日まで予定しており、終了後には速やかに原状回復を行うこととなっております。なお、30 アールを超える転用行為となるため、3月25日に開催されます、常設審議委員会において意見の聴取を行うこととなります。

また、この案件は、現在、環境省が土地所有者と賃貸借契約し平成31年3月31日まで中間貯蔵施設の仮置き場として使用しております。国が行う事業に関しては農地転用不要となっておりますが、町が新たに、土地所有者と賃貸借契約を締結し利用することとなったため農地転用案件となりました。また、一部、シンボル軸を設置するため、福島県により買収された土地については、法務局にて手続き中となっているため、資料は分筆前の全部事項証明と福島県から提出された分筆後の地積測量図になります。申請書に記載されている面積は分筆後の面積を表示いたしました。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

◆議長(泉田会長)

本件にかかる調査結果を調査委員である高木委員から報告願います。

○高木委員

この案件につきまして、高田農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局員と平成31年3月6日(水)に現地確認をいたしました。申請内容に相違ありませんでした。また、周辺についても支障がないと判断いたしました。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成31年4月定例総会の開催及び日程について
- (2) その他
 - ・なし

引き続き下記事項について事務局より報告。

- (1) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- (2) 不動産取得税の徴収猶予を引き続き受けるための証明について
- (3) その他
 - ・なし

閉会時間 14時26分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 泉田 健一 ㊟

議事録署名人 西尾 富雄 ㊟

議事録署名人 高木 幸恵 ㊟